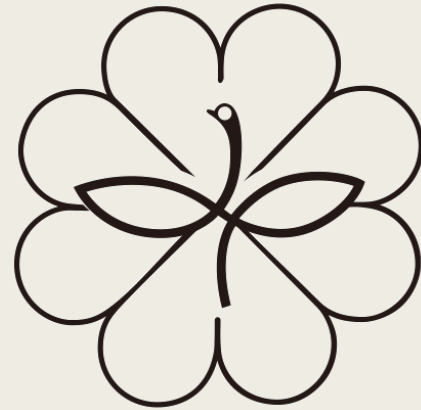


# 令和5年度 1期目対象 民生委員児童委員実務研修



令和5年8月26日(土)	10:00~	金沢流通会館
令和5年8月29日(火)	19:00~	金沢市松ヶ枝福祉館
令和5年8月30日(水)	14:00~	金沢市教育プラザ富樫

## 本日の趣旨

経験年数に応じて期待される役割を理解し、必要な知識や技術を身につけ、地域福祉の要として活動できるように、資質向上を図る

## 到達目標

1. 今日的課題に対応する民生委員・児童委員の役割についての理解
2. 専門職と協働した危機対応についての理解
3. 生活問題に直面する人・家族の社会的・心理的・身体的側面の理解

# 本日の研修内容

## 1. 福祉問題の把握

- ① 児童・高齢者・障がい者虐待の発見の方法
- ② 見守り・声かけ活動の方法

## 2. 避難行動要支援者の把握と支援の方法

# 1 福祉問題の把握

- ① 児童・高齢者・障害者虐待の発見方法
- ② 見守り・声かけ活動の方法

# ① 児童・高齢者・障害者虐待の発見方法

【虐待】とは

繰り返しあるいは習慣的に暴力をふるったり、冷酷、冷淡な接し方をすること。

⇒ 虐待は、当事者に対する**最も重大な権利侵害（基本的人権の侵害）**です。

# 虐待防止に関わる法律

	児童虐待防止法	高齢者虐待防止法	障害者虐待防止法
法律の名称	児童虐待の防止等に関する法律	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
施行日	平成12年11月20日	平成18年4月1日	平成24年10月1日
虐待の種類	経済的虐待以外の4種類	身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待、性的虐待、介護の世話の放棄・放任（ネグレクト）	
虐待行為の主体	保護者	養護者、施設従事者	養護者、施設従事者、使用者

# 虐待防止に関わる法律

	児童虐待防止法	高齢者虐待防止法	障害者虐待防止法
早期発見	関係者は早期発見に努めなければならない		
通報義務	市町村の福祉事務所や都道府県等の児童相談所への通報義務	生命又は身体に重大な危険が生じる場合、市町村への通報義務	市町村への通報義務（使用者による虐待では市町村又は都道府県へ）
通報を受けた市町村の対応	児童相談所へ送致するか の判断 一時的保護すべきなら都道府県知事又は児童相談所所長へ通知	生命又は身体に重大な危険が生じる恐れがあると認められる時には一時的保護	施設従事者と使用者による虐待では通報を受けた市町村は都道府県へ報告、使用者による虐待では都道府県から都道府県労働局へ通知

# 高齢者虐待の定義と分類

## 高齢者虐待防止法

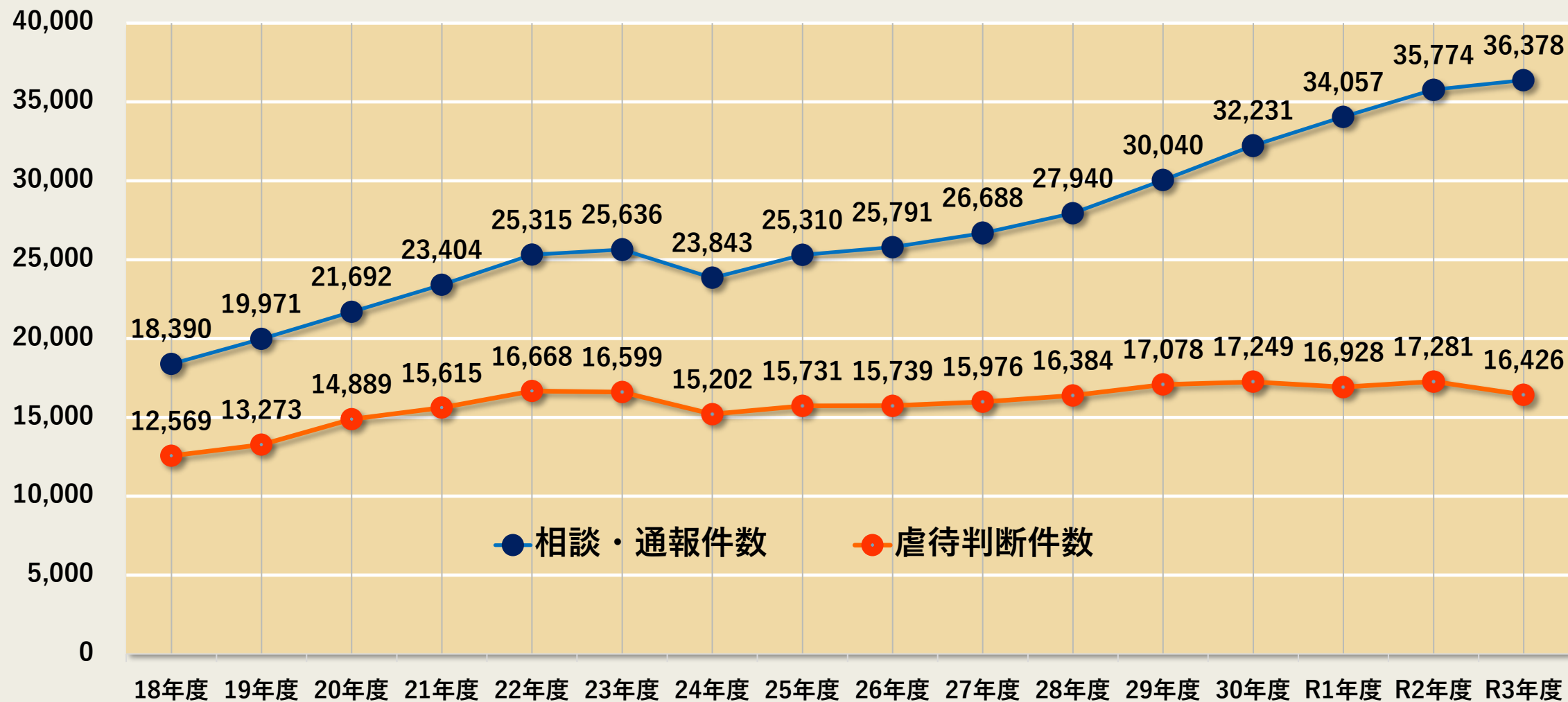
### 第二条（定義）

- ・ 「高齢者」とは65歳以上の者をいう
- ・ 「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者以外の者をいう

※ 養護者の捉え方・・・金銭管理や食事、介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている家族、親族、同居人等。同居していなくても、現に身近の世話をしている親族・知人等も該当する場合がある



## 養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



令和3年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果  
(厚生労働省)

# 虐待の類型（内容や具体例）

心理的

身体的

性的

放棄放任



経済的

# 身体的虐待

- ◆ 暴力的行為などで、身体的に傷やアザ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為
  - ・ 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、火傷・打撲させる
  - ・ ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束・抑制する など

# 心理的虐待

- ◆ 脅しや侮辱などの言動や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的・情緒的に苦痛を与える行為
  - ・ 排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すことなどにより、高齢者に恥をかかせる
  - ・ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う、侮辱を込めて子供のように扱う
  - ・ 高齢者が話しかけているのを意図的に無視する など

# 性的虐待

- ◆ 本人との間で合意形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要
  - ・ 排泄の失敗等に対して、懲罰的に下半身を裸にして放置する
  - ・ 人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする
  - ・ キス、性器への接触、性行為を強要する、わいせつな映像や写真を見せる など

# 経済的虐待

- ◆ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限する行為
  - ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
  - ・ 本人の自宅等を本人に無断で売却する
  - ・ 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する
  - ・ 入院や受診、介護サービスに必要な費用を支払わない など

# 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

- ◆ 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を  
行っている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境  
や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること
- ・ 入浴させておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、  
寝具が汚れたままになっている
- ・ 食事や水分を十分に与えず、空腹状態が長時間にわたって続いたり、  
脱水症状や栄養失調の状態にあったりする
- ・ 室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる
- ・ 必要とする医療・介護サービスなどを制限する、使わせない など

# 虐待のサイン



「あれ？おかしいな・・・」  
「いつもと様子が違う・・・」  
「もしかして・・・」



**早期発見、適切な介入が必要です**



# 身体的虐待のサイン

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももや上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがある
- 急に怯えたり、恐ろしがったりする
- 「怖いから家にいたくない」などの訴えがある
- 傷やアザの説明の辻褄が合わない
- 医師や福祉の担当者などに話すことや援助を受けることに躊躇する

# 心理的虐待のサイン

- かきむしり、噛みつき、ゆすり等がみられる
- 不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度な睡眠など）を訴える
- 身体を委縮させる
- 怯える、わめく、泣く、叫ぶなどの行動がみられる
- 食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無力感、あきらめ、投げやりになる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする

# 性的虐待のサイン

- 不自然な歩行であったり、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血や傷がみられたり、痛みやかゆみの訴えがある
- 急に怯えたり、恐ろしがったりする
- 人目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える
- 医師や福祉の担当者などに話すことや援助を受けることに躊躇する
- 睡眠障害がある
- 通常的生活行動に不自然な変化がみられる

# 経済的虐待のサイン

- 年金や財産収入等があることは明白にも関わらず、お金がないと訴える
- 自由に使えるお金がないと訴える
- 経済的に困っていないのに、費用がかかるサービスを利用したがる
- お金があるのに、サービス利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と衣食住の状況との落差が激しくなる
- 預貯金が知らないうちに引き出された。通帳がとられたなどと訴える

# 介護・世話の放棄・放任のサイン

- 住居や部屋が極めて非衛生的になっている。また、異臭を放っている
- 部屋に衣類やオムツなどが散乱している
- 寝具や衣服が汚れたままの状態であることが多くなる
- 汚れたままの下着を身に着けるようになっている
- 栄養失調の状態にある
- 疾患の症状が明白にも関わらず、適切な治療を受けていない
- 本人が希望するサービスを利用できていない

# 養護者の様子にみられるサイン

- 高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる
- 高齢者の世話や介護に拒否的な発言がしばしばみられる
- 高齢者の健康や疾患に関心がなく、受診や入院の勧めを拒否する
- 経済的に余裕がある様子だが、高齢者に対しお金をかけようとししない
- 福祉の担当者と会うことを嫌うようになる

# 地域からのサイン

- 自宅から高齢者や家族・介護者の怒鳴り声や悲鳴、うめき声、物が投げられる音などが聞こえる
- 庭や家屋の手入れがされておらず、草が生い茂っていたり、ゴミが捨てられているような状態になっている
- 郵便受けや玄関先が、新聞や郵便物などで一杯になっている
- 近所付き合いがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる
- 高齢者が道で座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる

虐待かも？と思ったら・・・



**悩まず、抱え込まず、担当の地域包括支援センター  
や金沢市福祉政策課へ相談しましょう。**



## ②見守り・声かけ活動の方法

普段の生活状況を見守る。

本人・家族・近所からの相談や気になることがあれば、担当の地域包括支援センターに連絡する。

### ポイント👉

- ・話を傾聴し、無理に聞きださない
- ・必要に応じて、訪問・声かけをする
- ・地域からの情報もインプット
- ・一人暮らしの場合、緊急時の連絡先や安否確認の方法を関係者と情報共有しておくが良い。

# 見守り訪問時のポイント

## 【訪問時における観察】

- 顔色・表情
- 身体状況（歩行状態・痛みの有無・身体の動きなど）
- 身なり（季節に応じた衣服、汚染やにおいの有無など）
- 会話（話の理解度、難聴の有無、受け入れ状態など）
- 環境（室内からの異臭の有無、整理整頓状態など）

# 見守り訪問時のポイント

## 【家の外からの観察】

- 庭の手入れ状態
- 不要なものが敷地内に放置されていないか
- 郵便物、新聞がたまっていないか
- 洗濯物が夜間も出したままになっていないか
- 夜間、電気がついているか
- 訪問者の有無（家族、知人、宗教関係者等）

# 見守り訪問時のポイント

## 【地域からの情報】

- 近所付き合い
- 地域とのかかわり(町会行事、老人会、地域サロンへの参加)
- 趣味活動での関り(グランドゴルフ、高砂大学、各種教室の参加など)
- 配達サービス(宅配弁当、牛乳、生協など)
- 介護サービス(送迎者の行き来など)

# 事例の紹介

虐待の種類（心理的・介護放棄）

被虐待者（本人）の状況

年齢・性別	82歳・女性
身体状況	独歩自立、膝痛あり
既往歴・現病歴	心肥大、膝関節症、認知症
要介護認定	未申請

虐待者の状況

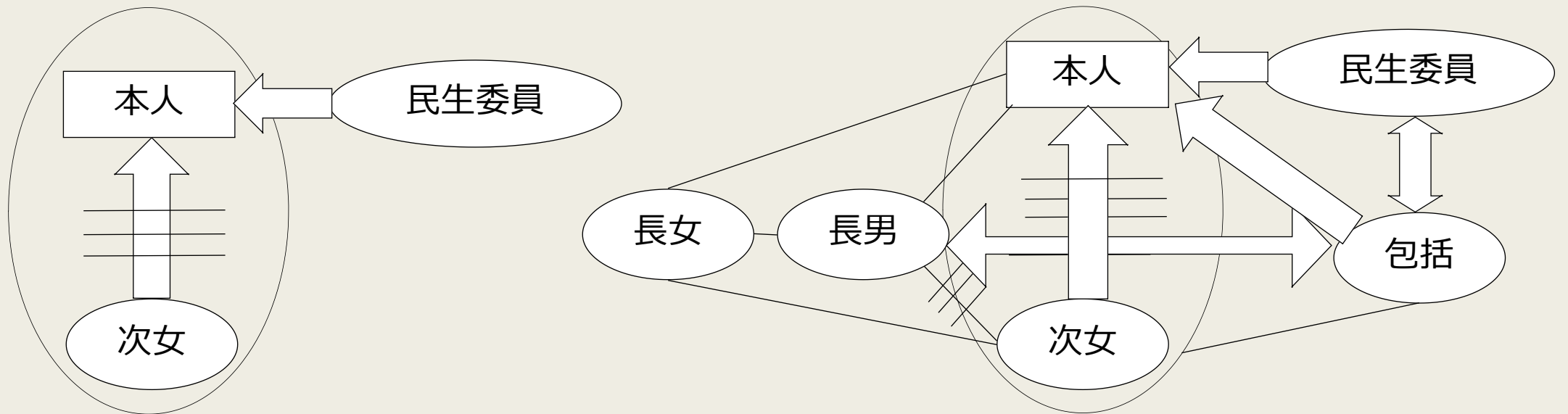
被虐待者との関係	娘
年齢	55歳
就労の状況	なし
その他	気分の起伏が激しい、2年前より同居

## 【虐待発見までの経過】

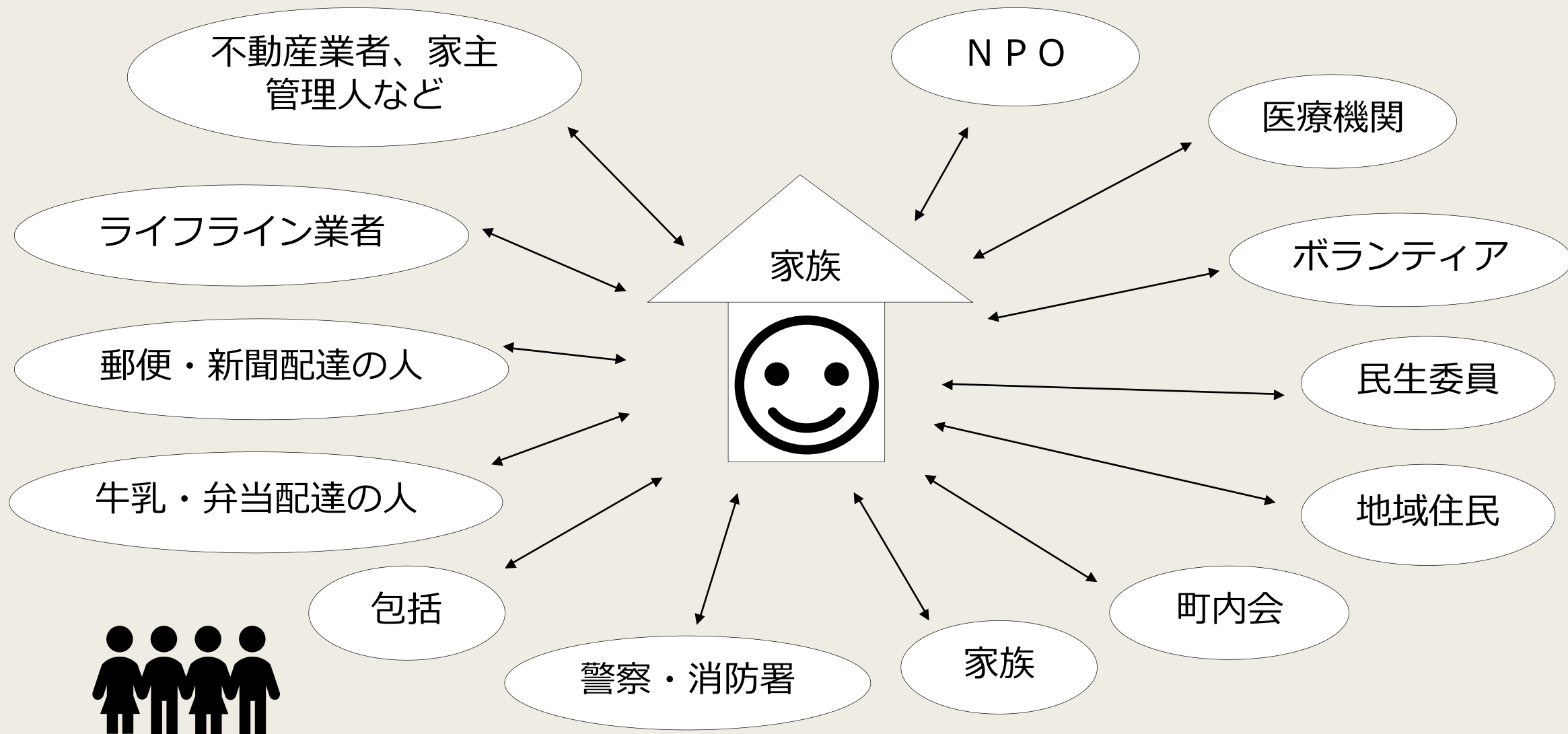
- 民生委員の呼びかけにより、本人は地域サロンに出かけていた。しかし、そのうち、本人が来なくなったため訪問。娘とのやりとりに違和感を感じ、民生委員より包括に連絡が入る。その際、次女から本人に「死んでしまえ！馬鹿か！」と罵声が聞かれた。息切れや膝痛、認知症もある事から次女に受診を勧めるが、次女は理由をつけて受診させず。

## 【支援の導入】

- 民生委員より長男の連絡先を聞き、関係者間で相談後、受診につながる。そのあと、介護申請を受け介護サービスを利用。現在、グループホームに入所。



# 地域での見守りネットワーク



ご清聴ありがとうございました





# 避難行動要支援者の把握と 支援の方法について ～モデル事業の取り組みを交えて～

令和5年8月  
金沢市福祉政策課

## 過去の災害から明らかになった課題

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災による広域で甚大な被害
- 災害時の支援活動には、平常時から近隣住民が相互に協力し合う体制を構築していくことが不可欠

## 被災地から明らかになった課題

- ① 平常時の取組こそが重要 <平常時>
- ② 自分自身と家族の安全確保が最優先 <発災時>
- ③ 支援を必要とする人に、必要な支援が届くようにつなぐ <発災時>

## 災害対策基本法の改正

災害対策基本法の一部改正(平成25年6月)により、  
高齢者や障害者で、災害発生時の避難等に特に支援を  
要する方の名簿(避難行動要支援者名簿)の作成を義務化



# 避難行動要支援者名簿とは

## ① 要配慮者

高齢者、障害のある方、妊産婦・乳幼児・児童、外国人などの防災対策に配慮を要する人

## ② 避難行動要支援者

要配慮者の中でも、自力での避難が難しく、避難の確保に特別な支援が必要な人

### 【避難行動要支援者の特徴】

- ・身の危険を察知できない
- ・自分一人では避難できない
- ・救助者に助けを呼べない
- ・避難所での生活が難しい など

## <制度内容>

- ① 高齢者、要介護認定者、障害のある方などの情報を集約し、名簿を作成
- ② 避難行動要支援者本人からの**同意**を得て、**平常時から避難支援等関係者**と呼ばれる自主防災組織、民生委員、消防分団等に情報提供
- ③ 現に**災害が発災、または発生の恐れ**が生じた場合には、本人の**同意の有無に関わらず**名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できる。
- ④ **避難支援等関係者**は、平常時は、日常の声掛けなどの見守りや訓練の実施、災害時には、避難行動に関する支援などを行う。

# 避難行動要支援者名簿とは

## (2) 名簿の提供先(避難支援等関係者)

- ・自主防災組織 ・民生委員 ・消防分団
- 平常時は、公開同意者の名簿のみを提供
- 災害発生時には、本人の同意の有無にかかわらず、名簿を提供 (ただし早期に回収)

## (3) 名簿の管理など

- ・避難行動要支援者名簿は、避難支援のための取り組み以外で使用することはできません。  
(災害対策基本法による守秘義務あり)
- ・名簿は年1回更新し、古い名簿はその都度回収します。
- ・市と避難支援等関係者との間で、協定を締結済み。

# 第1部基本編 名簿に関する条例の制定

市から名簿対象者へ同意確認書を郵送し、同意又は不同意の意思を確認  
⇒ 令和元年度当初まで、同意率が4割程度にとどまる

○ 平成31年4月 名簿対象者 38,937人  
うち同意者 15,871人 (同意率40.8%)

**<平成31年3月、金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例を制定>**  
市からの同意確認に対し、不同意の意思を示さなかった方も、平常時の名簿登載が可能となった。

**<令和元年度に初の一斉更新を行った結果>**

○ 令和3年2月 名簿対象者 35,485人  
うち同意者 28,671人 (同意率80.8%)  
(同意した方) 24,562人  
(不同意の意思を示さなかった方) 4,109人

# 平常時の避難支援対策

## (1) 市の支援体制整備(公助)

- ・地域防災計画の作成
- ・避難行動要支援者名簿の作成及び提供
- ・制度の普及、啓発

## (2) 地域の支援体制整備(共助)

- ・地域自主防災組織の編成
- ・避難行動要支援者名簿の活用
- ・地域支援者の確保、個別避難計画の作成
- ・図上訓練、避難訓練等の実施

## (3) 市民の支援体制整備(自助)

- ・家具の固定、非常用持ち出し品(常用薬、お薬手帳)の準備
- ・避難場所、避難経路の確認
- ・避難訓練等への参加



# トピックス 阪神・淡路大震災から

## ①阪神・淡路大震災における救助の主体と救出者数

- ・近隣住民等 約27,000人(約77.1%)
- ・消防、警察、自衛隊 約8,000人(約22.9%)

※河田恵昭(1997)「大規模地震災害による人的災害の予測」自然科学  
第16巻第1号参照(割合は内閣府追記) から

## ②阪神・淡路大震災における生き埋めや閉じ込められた 際の救助主体等

- ・自力で脱出 34.9%
- ・家族 31.9%
- ・友人、隣人 28.1%
- ・通行人 2.6%
- ・救助隊 1.7%
- ・その他 0.9%

※標本調査(社)日本火災学会(1996)「1995年兵庫県南部地震における  
火災に関する調査報告書」参照 から

# 「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）の概要①

施行日：令和3年5月20日

## 趣旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

## 改正内容

### 1. 災害対策基本法の一部改正

#### ①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

##### 1) 避難勧告・避難指示の一本化等

###### <課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

住民アンケート

・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%

・避難指示で避難すると回答した者：40.0%

###### <対応>

**避難勧告・指示を一本化**し、従来の勧告の段階から**避難指示**を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ（内閣府で撮影）

##### 2) 個別避難計画（仮称）（※）の作成

※避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

###### <課題>

避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

###### <対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、**個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化**。

近年の災害における犠牲者のうち  
高齢者（65歳以上）が占める割合  
令和元年東日本台風：約65%  
令和2年7月豪雨：約79%



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約10%  
任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約57%

※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐付け情報を活用

## 第2部活用編 避難行動要支援者支援の流れ

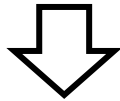
①防災避難支援マップの作成



②地域支援者の決定



③個別避難計画の作成



④防災訓練の実施



⑤災害時の避難支援の実施

## 第2部活用編 防災避難支援マップの作成

避難支援等関係者が参加し、町会単位などで(1)～(3)の作業を行う。

### (1) 地域の確認

防災避難支援マップの作成の際、以下の情報を集約

#### ① 地形的な特徴と危険箇所

- ・ハザードマップを参考に、浸水や土砂災害等のおそれがある区域
- ・町会等で定めた一時避難場所(公園、空き地など)
- ・指定避難所や災害種別ごとの指定避難場所(公園・広場)

#### ② 避難支援等関係者及び避難行動要支援者の住まい

## 第2部活用編 防災避難支援マップの作成

### (2) 防災避難支援マップの作成

より確実に避難誘導を行うため、危険箇所や安全な避難経路を把握

避難支援等関係者の中で話し合い、避難行動要支援者などの対象者を、支援区分別に色分けして表示

区分	色	対象者の目安
A	赤色	寝たきりなど自力での避難ができない方
B	黄色	杖などを利用することで自力避難できる方
C	青色	自力で避難ができる方

## 第2部活用編 防災避難支援マップの作成

- ・避難支援等関係者と要支援者情報の共有化  
関係構築ができた後は、その関係図を見える化しておくると便利



## 第2部活用編 防災避難支援マップの作成

### (3) 避難支援等関係者間での避難行動要支援者の割り振り

防災避難支援マップを基に、避難行動要支援者宅をどの避難支援等関係者が担当するかを割り振ります。

担当となった避難支援等関係者は、まずは地域支援者決定までの調整を行います。

## 第2部活用編 地域支援者の決定

### (1) 地域支援者候補の選定

あらかじめ候補者となる方に了承を得ておきます。

- ・近隣の方、まちぐるみ福祉活動推進員、班長 等

### (2) 意向確認と決定

避難行動要支援者宅を訪問するなどし、本人の意向を確認します。

意向があった場合は、連絡を取り、地域支援者となることについて了承を得ます。

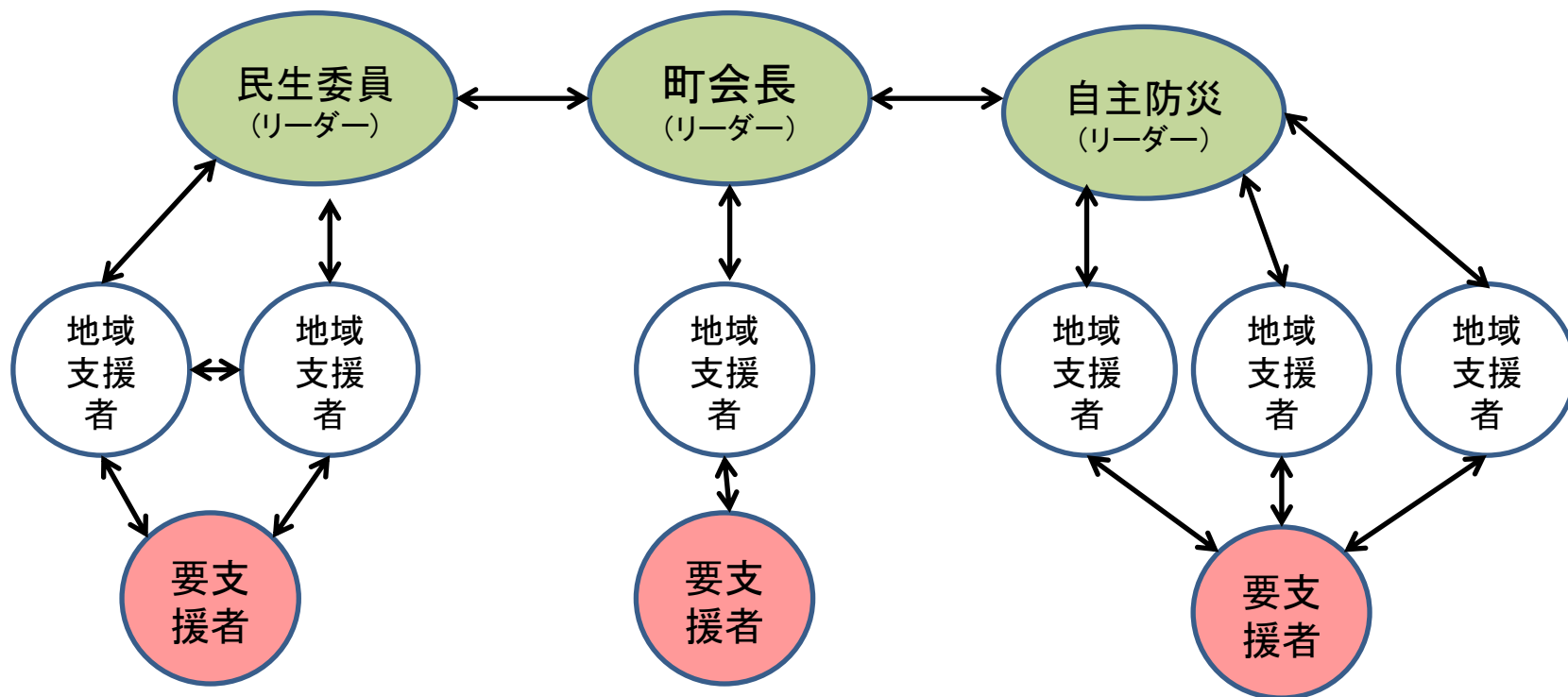
(地域支援者の決定後)

避難支援等関係者は、地域支援者をマップに追加  
※先に本人の意向を聞くことが望ましい場合も考えられる



## 第2部活用編 地域支援者の決定

### ＜要支援者の避難体制の構築イメージ＞



米泉校下

避難行動要支援者名簿  
活用モデル事業 事例発表

---

令和4年3月21日（月）  
米泉校下社会福祉協議会

# ●米泉校下の概況

町会数：6つ

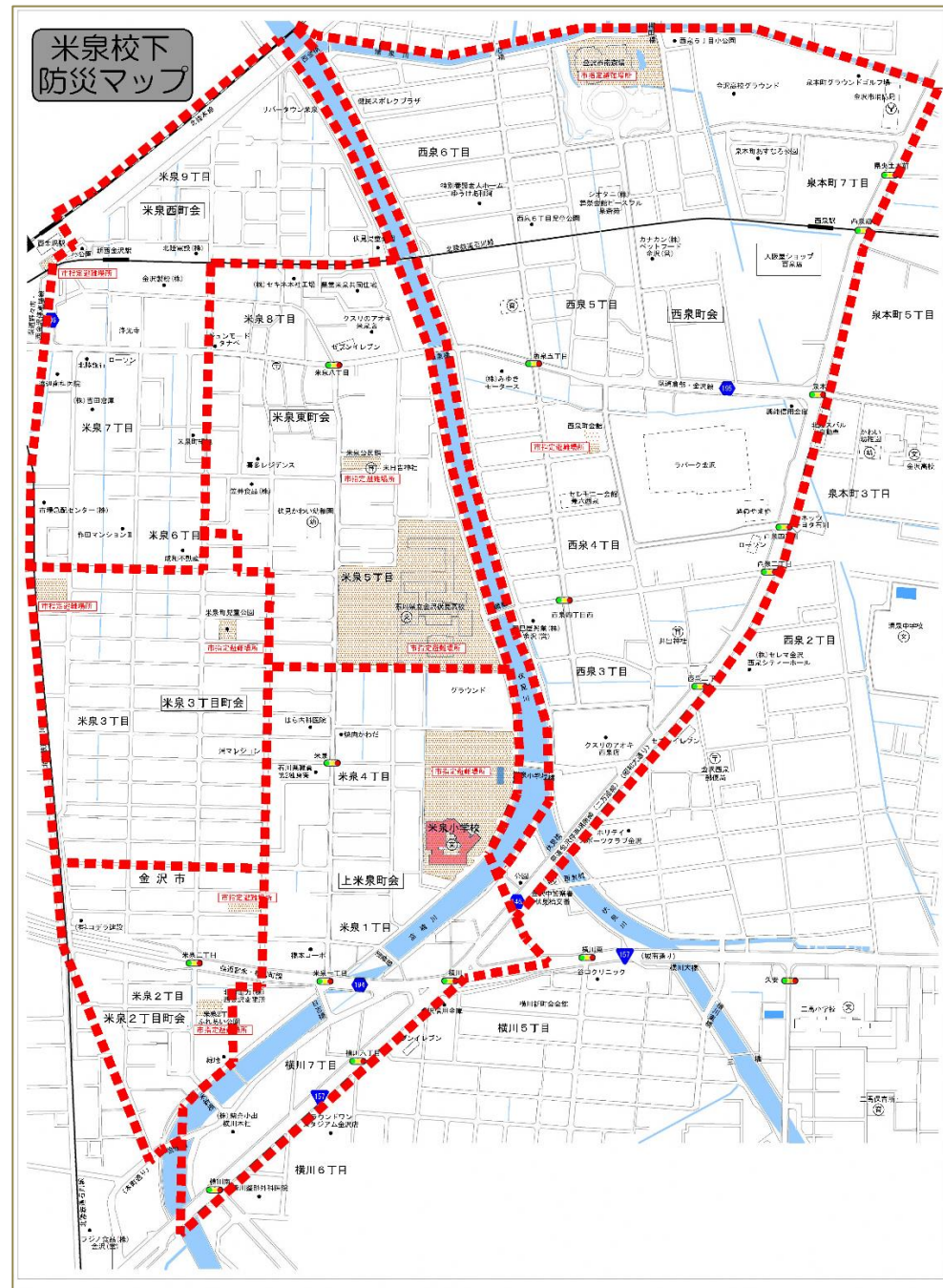
世帯数：3,164 (6,729名)

面積：1.3km<sup>2</sup>

校下には戸建住宅、集合住宅が密集しており、中央部には伏見川が流れています。自然災害としては、地震と川の洪水に備える必要があります。

毎年雨季の時期には、それなりの増水があり、危険を感じる必要があります。

実際、48年前（昭和49年7月）には伏見川が氾濫して、洪水による被害がありました。この被害がきっかけで堤防が改修された経緯もあります。



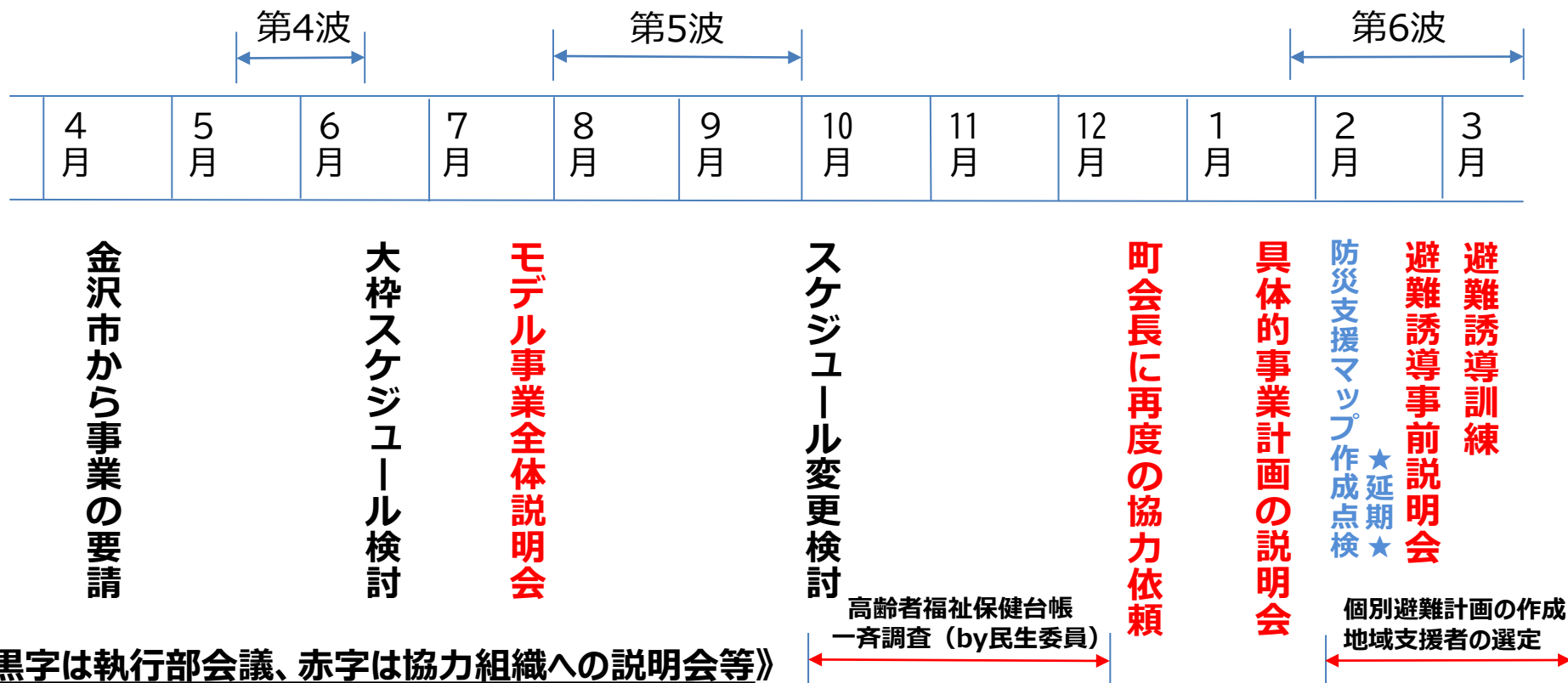
## ● 基本情報 - 2

町会	ひとり暮らし世帯	高齢者夫婦のみ世帯	高齢者のみ世帯	高齢者人数	高齢者のいる世帯	金沢市要支援者人数	障がい者人数(内数)
西泉	66	52	2	360	266	62	3
上米	34	34	2	176	124	46	1
2丁目	26	21	4	140	99	30	0
3丁目	56	50	1	281	193	60	2
東	72	47	4	316	228	77	4
西	50	52	0	277	192	57	5
合計	304	256	13	1,550	1,102	332	15

# ●モデル事業の活動実績（会議体含む）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、当初予定したスケジュールを進めることはできませんでした。計画を含めた活動としては年度内に避難誘導まで実施いたしました。

【新型コロナウイルス感染症の感染拡大による、緊急事態宣言／まん延防止等重点措置の適用期間】



# ●モデル事業の活動ポイント

---

## 1. 防災避難支援マップの作成及び点検

マップの作成・点検を通じて、地域（要支援者ポイント）におけるハザードの状況を再確認

## 2. 個別避難計画の作成

個別避難計画の効果的・効率的な作成方法を検討

## 3. 避難誘導の実施（防災訓練）

避難誘導を通じて、計画の実効性を確保

---

# 1. 防災避難支援マップの作成及び点検

---

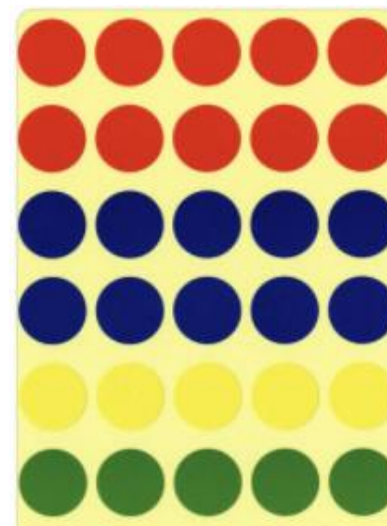
(感染拡大リスクのため)

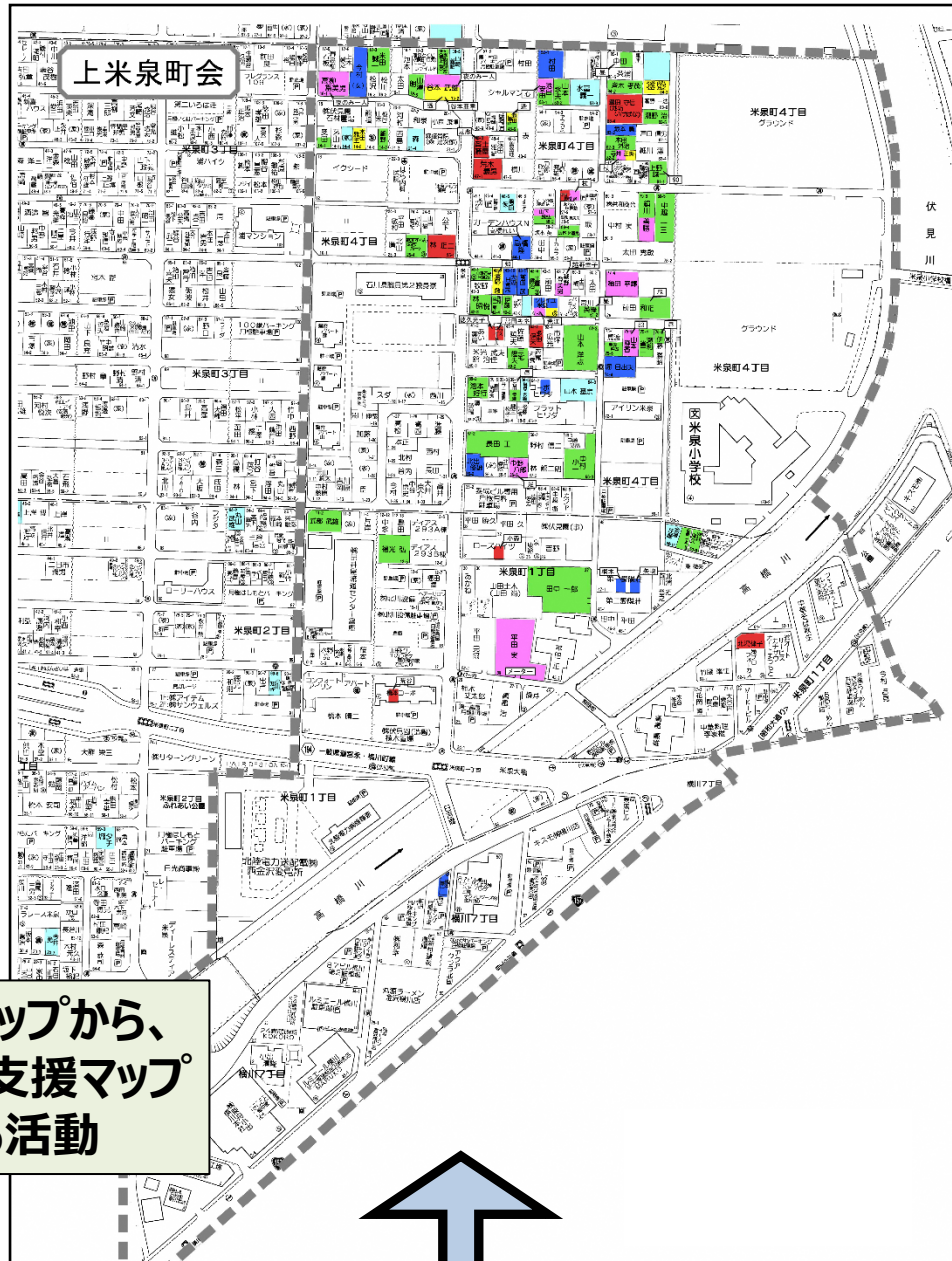
活動予定：2月13日（日） → **令和4年度に延期！**

活動場所：米泉公民館 2階和室

---

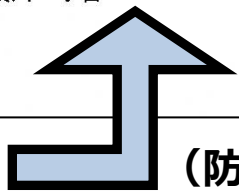
- 作業者：町会長、防災士、民生委員
- 作業内容：  
既存の防災マップに、避難行動要支援者がお住まいの箇所にカラーラベル（丸型）を貼付し、災害時の要支援者ポイントが見える化する。  
要支援者のお住まいは民生委員が毎年更新している福祉マップを活用する。





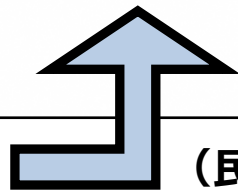
ふたつのマップから、  
防災避難支援マップ  
を作成する活動

【防災マップ】



(防災士が管理)

【福祉マップ】



(民生委員が毎年更新)



## 2. 個別避難計画の作成

作成時期：2月1日～3月末

地域支援者選定に時間を要しており、次年度も継続の見通し

- 作業者：町会長（町会役員）、民生委員
- 作業内容：

校下防災福祉台帳の情報から避難行動要支援者台帳を作成。  
（管理は民生委員が行い、書類を他者に渡すことはしない）

特に今回必要な点は、「地域支援者」となっていたただける方を選定すること。防災福祉台帳の調査時、要支援者本人に「普段、近所付き合っている方」をお聞きした情報があり、あらかじめ候補者となる方および要支援者には了承をとる。  
※「個別避難計画」については、慎重に取り扱う必要あり。

（地域支援者の選定案）

・近隣の方 ・まちぐるみ福祉活動推進員 ・班長 など

## 米泉校下高齢者福祉防災台帳

この台帳に記載される情報は、災害発生時に生命の安全を守るためのみに活用するものであり、それ以外の目的に使用することはありません。  
記入箇所は、**鉛筆**でご記入をお願いします。

記入日 2024年10月16日

フリガナ	坂野 奥さん	性別	女	生年月日	6/21/1944
氏名	坂野 奥子	性別	女	生年月日	6/21/1944
住所	米泉町 〇〇-〇〇-〇〇	連絡先 (電話番号)	〇〇-〇〇-〇〇〇		
世帯状況	ひとり暮らし・老夫婦・高齢者	防災訓練参加希望	あり・なし		
(昼間)	ひとり暮らし・老夫婦・高齢者	防災訓練参加希望	あり・なし		

普段、近所付き合っている方

氏名	住所 (未記入でも OK)
坂野さん(奥さん)	4丁目
佐藤さん(奥さん)	1丁目

特記事項 (状況をお知らせください)

例) 歩行困難、屋内手すり利用

担当民生委員 平田

この件に関する問い合わせ先 米泉公民館 241-8924

校下の防災台帳  
の情報一部を流用

取扱注意

## 米泉校下避難行動要支援者台帳

令和4年1月14日 現在

フリガナ	坂野 奥さん	性別	女	生年月日	6/21/1944
氏名	坂野 奥子	性別	女	生年月日	6/21/1944
住所	米泉町 〇〇-〇〇-〇〇	連絡先	〇〇-〇〇-〇〇〇		
世帯状況	ひとり暮らし				
(昼間)	ひとり暮らし				

緊急時の連絡先

氏名・(住所)	続柄	電話等
坂野 奥さん (住所: 大田区中央 〇-〇-〇)	姪	〇〇-〇〇-〇〇〇
佐藤 〇〇さん (住所: 岡山県 〇-〇-〇)	姉	〇〇-〇〇-〇〇〇

地域支援者

氏名	坂野 (奥さん)	電話	米泉町 4丁目
(住所:)			
氏名	佐藤 (奥さん)	電話	米泉町 1丁目
(住所:)			

担当する避難支援者関係者

区分	氏名	(住所:)	電話

特記事項

--

避難場所

一時避難	行き方
避難場所	

	寝たきりなどで自力避難できない	非常持ち出し準備	防災訓練参加希望
	杖などを利用すること	あり	あり
	自力で避難できる	(	
		なし	

### 3. 避難誘導の実施（防災訓練）

---

活動日時：3月6日（日）8:00～11:00

避難場所：一次避難所 ⇒ 米泉公民館

---

● 作業者：防災士、町会長、民生委員、地域支援者

● 作業内容：

防災対策委員会（防災士）主導での避難誘導活動を実施

■ 各町会で要支援者を  
2名程度選定して実施

== 避難通報の流れは以下 ==

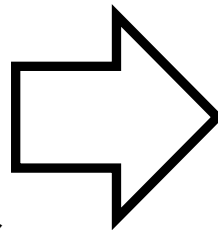
防災対策委員会（防災士）



各町会（町会長）



民生委員、要支援者、地域支援者

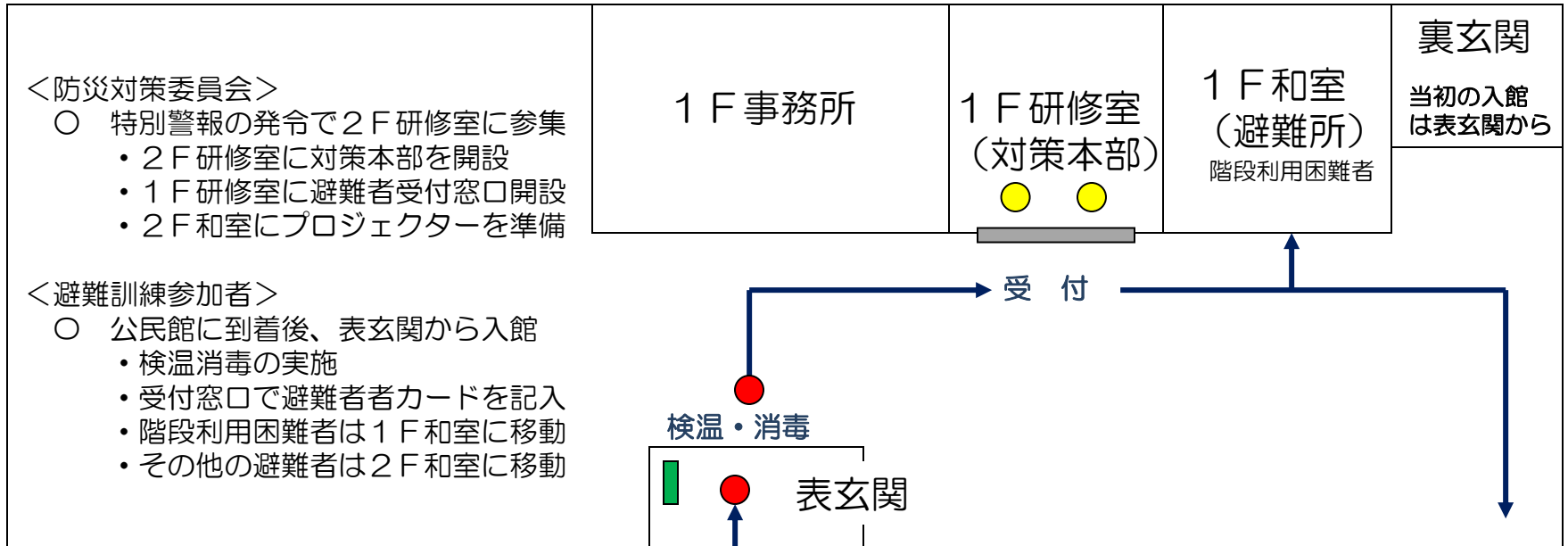
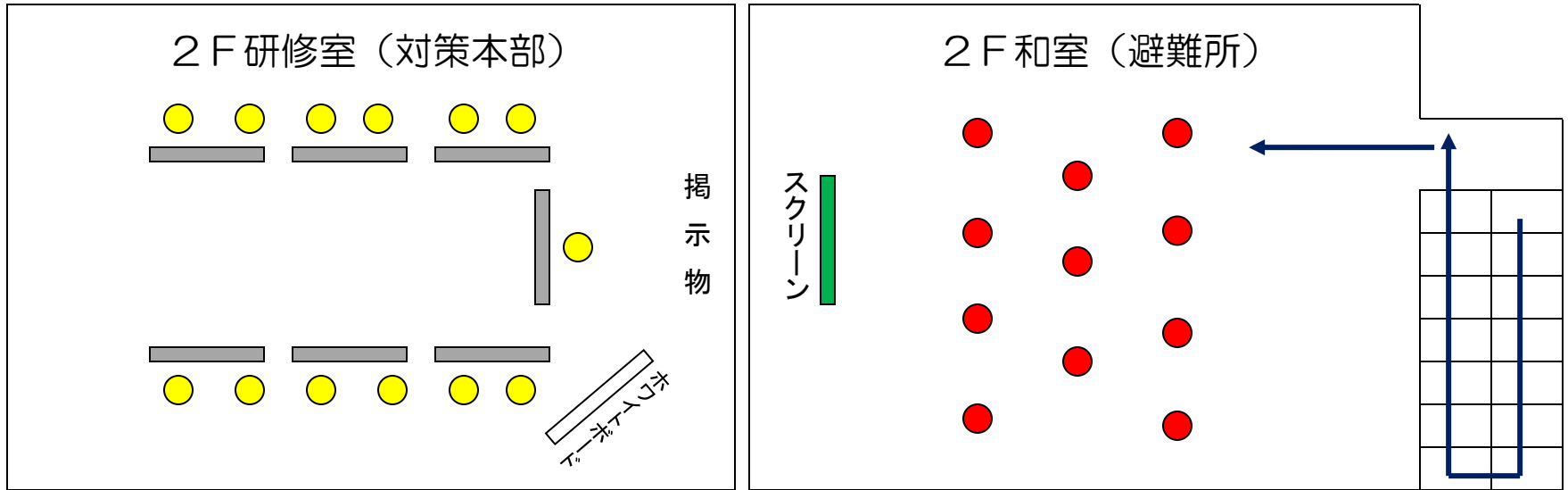


- ✓ 巡回パトロール
  - ✓ 避難状況の確認
  - ✓ 携帯無線機による本部への報告
  - ✓ 要支援者を避難場所に誘導
  - ✓ 受付・避難者カード記録
  - ✓ ミニ防災講習
-

# 「避難行動要支援者」避難訓練細部実施要領（計画）

時間	8:00	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	
訓練状況	大雨・洪水 特別警報発令	伏見川 避難判断断水位到達	高齢者等避難 対策本部から町会 指示	高齢者等避難者掌握 各町会一次避難場所	公民館へ避難誘導	公民館に避難 受付・避難者カード記録	避難行動終了 防災講習	対策本部長講評 避難訓練終了	撤収完了
防災委員会		公民館参集	各町会長に指示	状況報告 市対策本部	避難状況の把握 市対策本部への報告	防災講習会参加	会場撤収		
各町会		公民館参集 町会長	民生委員 要支援者に通報	本部へ報告 避難者掌握	町会役員へ災害状況と避難 状況の通報・避難準備指示		講評終了後帰宅		
避難動支者・支援者			民生委員：支援者に通報 支援者：要支援者の掌握	一次避難場所へ移動	○ 受付 公民館へ避難（誘導） 避難者カードの記録		会場撤収		
防災士	公民館参集	対策本部 避難所開設	○ 対策本部支援：4名 ○ 公民館受付：4名 ○ 各町会支援：6名 ○ 情報収集班：3名	各町会避難行動の指導・避難者受付					
備考	協力・支援関係者毎に研修等の実施								

# 米泉公民館（避難所）訓練配置図



# 避難行動要支援者名簿 活用モデル事業実施について

## 浅野川地区

令和4年3月21日  
浅野川地区社会福祉協議会  
会長 下野 勤一郎

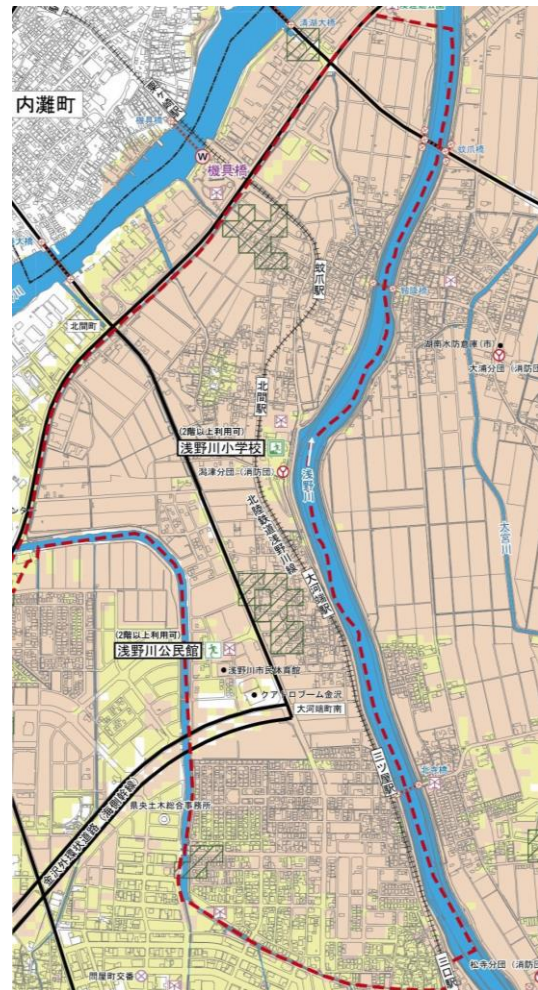


# 浅野川地区ハザードマップ

浅野川校下は浅野川下流域に位置し、東に浅野川・西に弓取川・北に大野川と3つの河川に挟まれ、水害の多い地域です。

- ・8町会約2,200世帯 5,700人が生活
- ・地域の大半は0.5~3.0m(1階の軒下までつかる)
- ・地区内には拠点避難所1カ所・・・浅野川小学校  
指定避難所1カ所・・・浅野川公民館
- ・自主防災会による避難訓練や講習会を実施

金沢市水害ハザードマップ (100年以上に1回の降雨想定)



# モデル事業の取組み I

1. 金沢市の「要支援者名簿活用モデル事業」に立候補し、モデル事業が決定
2. 地区社協 理事会にて、市・市社協の支援をうけて、全ての町会において「災害時要支援の対応」活動を提案し決定
  - ① 避難要支援者の聞き取り調査（具体的要望の把握）
  - ② 個別避難計画の作成
  - ③ 地域支援者（手助け者）の選任と要支援者とのマッチング
  - ④ 避難要支援者マップ（防災マップ）の作成
3. 地区社協は、各町会の活動支援を行うと共に、市及び市社協との各種調整を行う。



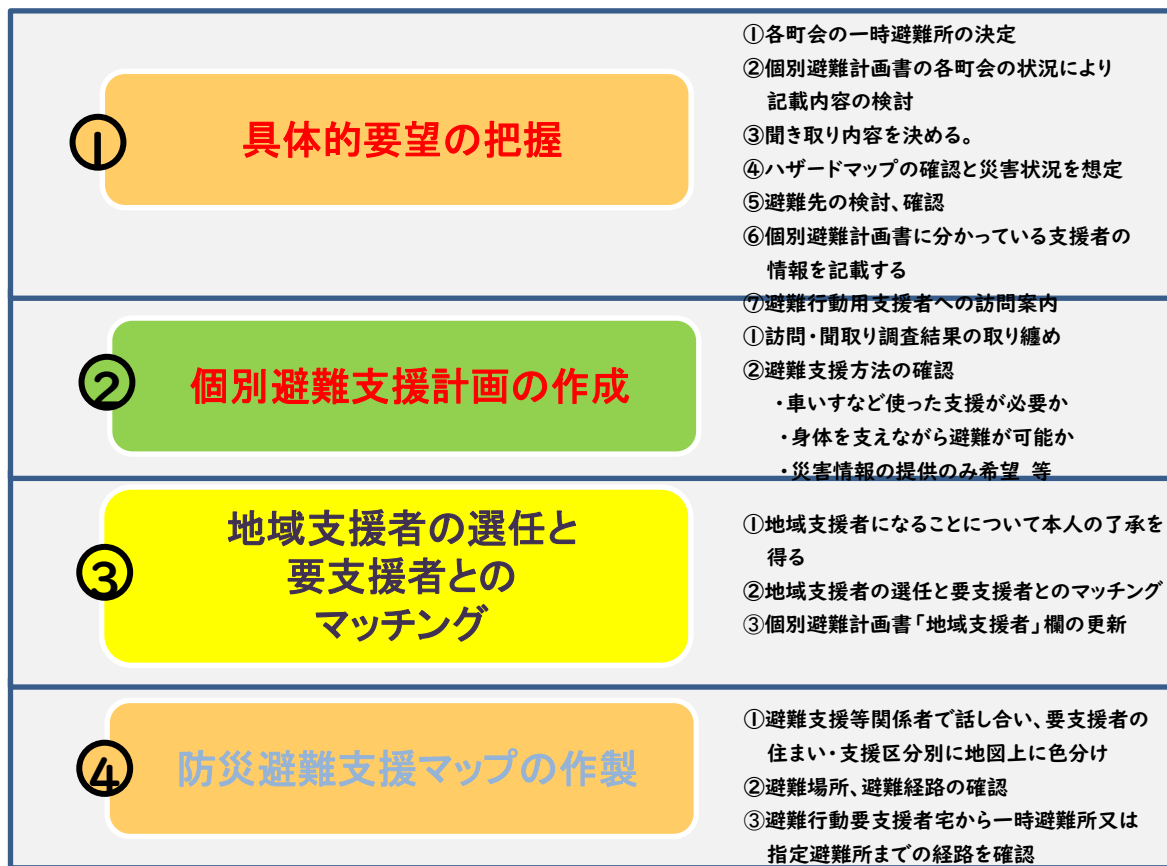
# モデル事業の取組み II

## < 避難行動要支援者支援の流れ >



※ 金沢市「避難行動要支援者名簿」活用ハンドブック より

## < 浅野川地区モデル事業取組み図 >



# モデル事業の取組み Ⅲ

各町会の「災害時避難要支援者」への取組みを支援する「担当者連絡会議」を開催し、金沢市・市社協の支援を受け、取り組む計画とした。

計画した「担当者連絡会議」はコロナウイルス感染拡大により、計画遅れや活動の中止もあり一部の活動は翌年度実施となった。

## <モデル事業スケジュール>

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
各町会での活動	「災害時避難行動要支援者」支援活動									
担当者連絡会議		△		△			△			
支え合い部会	△		△		△		△			
金沢市・市社協との連携	△		△		△		△			
金沢市への事業報告								△		

## モデル事業の(特に重視した)取組み IV

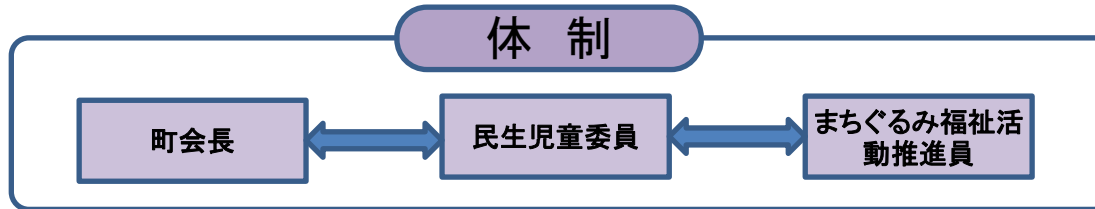
- ①災害時要支援者の取組みは各町会が行う活動であり、町会(特に町会長)が中心となることが「肝」なので、町会長会議に活動の必要性の提案を行い、各町会単位で「ガイドブックの説明会」の開催を依頼した。
- ②取組みの内容は「民生委員」の訪問・見守り活動の延長線上の部分も多いので、民生委員・まちぐるみ福祉推進員を活動の中に組み入れた方針とした。
- ③「担当者連絡会議」は最も重要な情報連絡の場として位置づけ、町会長及び民生委員の口頭報告を義務づけた。
- ④各町会からの「活動報告書」により活動の進捗・到達状況の確認を行い、「担当者連絡会議」に添付して、各町会で情報の共有を図った。



# 避難行動要支援者への取組み

## (1) 取組み体制

町会役員・民生委員・まちぐるみ福祉活動推進員により検討を開始



### 取組みの活動

警戒レベル3：避難開始

警戒レベル2：情報提供



垂直避難



一時避難

集会所



町会自主防災会

拠点避難所（浅野川小学校）  
指定避難所（浅野川公民館）



## (2) 個別聞取りの準備

### ① 一時避難所を集会所に決定

- 水害時ハザードマップ確認により浸水状況を想定
- 様々な避難先の検討、確認
- 自宅垂直避難

### ② 個別避難計画書への記載内容を追加

- 水害時浸水の深さ  
0.5~3.0m (1階軒下までつかる程度)

#### • 避難場所

一時避難所への行き方 (集会所／公民館

徒歩／車)

避難所への行き方

(浅野川小学校／公民館

徒歩／車)

立体駐車場への車避難



### ③ 聞き取り内容検討

- ① 浅野川の水害時の備え、避難の時期、避難場所など
- ② 避難支援の程度や方法など
- ③ 避難時支援者に配慮してほしいこと
- ④ 友人・ご近所で支援をお願いできる方
- ⑤ 緊急時の連絡先の確認

### ④ 個別避難計画書にわかっている支援者情報を記載

要支援者の訪問に先立ち「金沢市避難行動要支援者名簿」及び「町会防災台帳」をもとにわかっている情報を個別避難計画書に記入

### ⑤ 避難行動用支援者への訪問案内

訪問案内を1週間前に手渡し配布

大河端町会の避難行動要支援者の皆様へ

#### 避難行動要支援者の支援について、取組を始めます！

金沢市では、災害時の「避難行動要支援者の名簿」を活用し、災害に強い安全・安心なまちづくりを目指しているところです。

大河端町会では金沢市と連携し「要支援者名簿」に記載された避難行動要支援者が、水害時に迅速に支援を受けられる体制づくりに取り組むこととし、一人ひとりに合った「個別避難支援計画」の作成のため、以下の取組を行いますのでご協力を頂きますようお願いいたします。

#### <主な取組内容>

◎ 月 旬 ~ 旬  
町会役員や民生・児童委員、まちぐるみ福祉推進員がご自宅にお伺いし、水害時における避難のご希望やご意向などをお聞きします。

#### <主な聞き取りの内容>

- 浅野川の水害時の備え、避難の時期、避難場所など
- 避難支援の程度や方法など  
声かけ ・ 避難所までの同行 ・ 避難所までの介添え  
など支援者に配慮してほしいこと
- 家族や友人・知人等、ご近所で支援をお願いできる方
- 緊急時の連絡先の確認
- 町会の「防災名簿」の内容の再確認

※ お聞きした内容は秘密保持を徹底し、水害時の支援や平常時の見守り活動以外に利用することはありません。

### (3) 聞き取り訪問の実施

#### ① 町会担当者・民生委員・まちぐるみにて聞き取り訪問

- ・複数メンバーにより訪問 (聞き漏らさない)
- ・聞き取り状況
  - ⇒訪問を待ちかねていた
  - ⇒事前に準備した聞き取り項目の回答を準備していた
  - ⇒予定した10分~15分を大幅に超過

#### ② 個別訪問の結果

災害時に介助・支援を必要とする方は約1割、情報提供の要望が多い

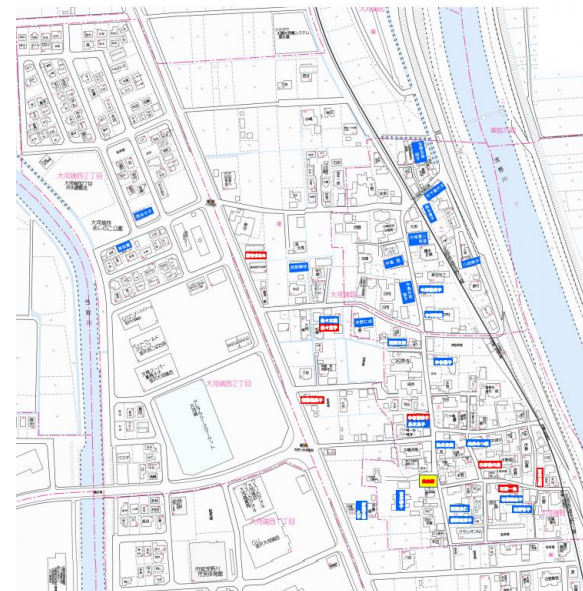
- ・災害情報の提供のみの方 34名
- ・補助支援が必要な方 1名
- ・特に支援が必要な方 8名

計 43名

#### ③ 要支援者のマップ作成

聞き取り内容を元に色分けし町内住宅地図上に配置

防災避難支援マップ (大河端町)



青色 災害情報の提供のみの方

黄色 補助支援が必要な方

赤色 特に支援が必要な方

# (4) 個別避難計画書の記入

2グループに分け個別訪問のち全員で聞き取り内容の確認を行い、個別避難計画書に記入

## 町会独自に追加した個別避難計画書

- ① 浅野川地区ハザードマップを参考に  
水害時の浸水想定を記入

0.5~3.0m 1階軒下までつかる程度

- ② 町会で定めた一時避難場所を記入

集会所／公民館 徒歩\_\_分

- ③ 避難所を記入

浅野川小学校／公民館 徒歩\_\_分

個別避難支援計画（避難行動要支援者台帳） 大河端町会			
自主防災組織名	( )		
町会名	( 大河端町 )		
番号	( )		
<small>(注意) この計画書は、避難行動要支援者本人との話し合いで作成するものであり、各項目の記載は避難行動要支援者本人、又はその家族の了承のもとに行います。全ての項目に記入しなければならないというものではありませんので、決して強制での聞き取りを行うことがないようにしてください。</small>			
<small>また、この計画書に記載されている情報は、災害発生時の生命等の安全を図るための地域支援に活用するものであり、それ以外の目的に使用したり、他に情報を流したりしないでください。</small>			
フリガナ			(男・女)
氏名			
住所	金沢市大河端	生年	
固定電話		FAX	
携帯電話		フジドイ	
その他			
世帯状況等	ひとり暮らし高齢者・寝たきり高齢者・高齢者のみ世帯・障害のある方・その他( )		
《緊急時の家族等の連絡先》			
氏名	(住所: )	続柄	TEL 携帯 メール
氏名	(住所: )	続柄	TEL 携帯 メール
【地域支援者】			
氏名		TEL	携帯 メール
氏名		TEL	携帯 メール
氏名		TEL	携帯 メール
【担当する避難支援等関係者】			
区分 (民生委員、 町会長など)	氏名	TEL	携帯 メール

特記事項	身体に関すること			
	家族構成・同居状況等			
	普段の生活に必要な用具や薬など (常時必要な医薬品等)	用具		
		薬など		
	普段いる部屋(階数)	( )階	浸水想定区域・想定される最大の浸水の深さ 校下ハザードマップによる	
	寝室(階数)	( )階	0.5~3.0m	1階軒下までつかる程度
特記事項				
かかりつけ医	病院名		連絡先	
日中の外出先	外出先など(頻度・曜日・時間)		連絡先 (通所先、ケアマネジャーなど)	
避難予定の避難場所	(1)町会等で定めた一時避難場所( 集会所 公民館 ) 行き方、移送方法等( 徒歩 車 )			
	(2)避難所 ( 浅野川小学校 公民館 ) 行き方、移送方法等( 徒歩 分 車 )			
	(3)自ら避難(場所 自宅2F 自宅以外)			
支援区分 (いずれかに○)	1 寝たきりなどで自力での避難ができない方 2 杖などを利用することで自力避難できる方 3 自力で避難ができる方、情報提供 上記の必要な支援内容 [ ]			
非常持ち出し品や水・食糧などの準備	あり( ) なし	防災訓練の参加希望	あり なし	



# (5)地域支援者の決定

## ① 地域支援者募集

- ・町会総会議案にて取組みを案内  
令和3年度 of 取組み・本年度 of 取組みを総会議案に掲載し全戸配布
- ・町会だよりにて地域支援者募集を町会だよりにて募集
- ・住民防災ボランティア募集チラシを全戸配布

## ② 地域支援者の選定

- ・町会担当者と民生委員で地域支援者の選定  
防災避難支援マップを元に近隣住民の支援者(ボランティア)を選定
- ・動ける方
- ・頼みやすい人
- ・活動し易い人数

大河端町民の皆さまへ 令和4年2月  
大河端町町会

～人と人がつながり 助け合えるやさしい地域づくりをめざして～

## 住民防災ボランティア募集！

**【大河端の防災活動】**

- ◎近年全国で大雨災害が多発しており、淡野川地区でも淡野川の氾濫などの水害が心配されています。
- ◎昨年度は、町会と民生委員などが連携し、水害時の避難のとき、**要支援者**（＝周りの町民の手助けを希望されている方…大河端には36名）に対し《支援の要望と内容》を開き取り、避難計画の作成に取り組みました。
- ◎今年度は、一次避難場所の集会所までの避難を手助けする**〈住民防災ボランティア〉**を募集し、災害時に一人も逃げ遅れを出さないよう、町内の防災力を高める取り組みを行います。
- ◎多くの町民の皆さまにお力をお貸しいただくことで、防災力・地域力を高め、安全でより住みよい大河端にしたいと思っています。



**Q：防災ボランティアってどんなことをするの？**

平 時	災 害 時
<ul style="list-style-type: none"><li>・支援を求めている方に支援の方法を開き取ります</li><li>・支援を求めている方の具体的な避難計画を作成します</li></ul>	大河端の町会(自主防災)役員や民生委員、まちぐるみ福祉推進員とともに、集会所までの避難支援、災害情報の提供などを行います

**住民防災ボランティアに応募をよろしくお願ひいたします！**  
(防災ボランティアの応募後に「災害時の要支援者の活動」の説明会を予定しています)

【応募・お問い合わせ】 町会長 堀江雅夫 237-1805 / 民生委員 下野勲一部 238-2733

# モデル事業の取組み結果

対象要支援者数 229名  
個別避難計画作成数 97名

特に支援が必要な方 8名

取組み参加人数 78名

	要支援者名簿 総人数	訪問・聞き取り 人数	個別避難計画 作成数	災害情報の 提供のみの方	補助支援が 必要な方	特に支援が 必要な方	参加人数	町会役員	民生委員・ まちぐるみ	その他
須崎町会	9名	9名	1名	8名	1名	0名	8名	2名	6名	
弓取町会	49名	49名	11名							
三ツ屋町会	47名	42名	—	42名	—	—	17名	5名	3名	7名
問屋新町会	17名	42名	—	—	—	—	9名	6名	3名	
大河端町会	36名	41名	43名	33名	2名	8名	11名	9名	2名	
北間町会	18名	18名	17名				14名	12名	2名	
蚊爪町会	25名	0名	25名				10名	5名	5名	
三口町会	28名	0名					9名	3名	6名	

## 参 考

- ・「令和3年度避難行動要支援者名簿活用モデル事業実践報告会」で検索するとyoutubeで動画視聴できる
- ・令和2年度実施の新神田のモデル事業報告資料もみられる
- ・地区別水害ハザードマップ  
[https://www4.city.kanazawa.lg.jp/kurashi\\_tetsuzuki/anzen\\_anshin/bosai/2/6/15701.html](https://www4.city.kanazawa.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/anzen_anshin/bosai/2/6/15701.html)
- ・土砂災害ハザードマップ  
<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/dorokensetsuka/gyomuannai/1/1/1/1/9367.html>
- ・まちづくり支援情報システム  
<https://www2.wagmap.jp/kanazawa-mss/Portal>

## 最後に

○要配慮者支援の取組は、地域共生社会の第一歩

- ・共助が機能するには、地域合意が重要
  - 何よりも皆さんで話し合うこと、考える機会を定期的に持つことが大切
- ・日頃のお付き合いの中から、どんどん必要と思われる方を皆さんの輪の中に入れていきましょう

ご清聴ありがとうございました